組合員本人がコロナにかかってしまったら・・

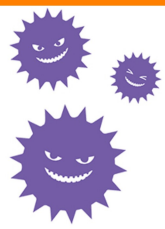

神奈川土建には様々な制度があります

①組合費3か月分免除

①免除申請後、３か月分の組合費が免除になります。

※A型加入者・・・5,300円/月、ＡＳ型加入者・・・5,000円/月
Ｂ型加入者・・・4,600円/月、ＢＳ型加入者・・・4,300円/月

●４月１日以降の療養について
証明された療養期間が10日間までの場合は、「２か月分」の組合費免除に変更になります（療養期間が11日間以上の場合は「3か月分」）。

②組合共済お見舞金

②入院だけでなく、自宅療養、ホテルなどの宿泊療養でも陽性判明日から14日分の私傷病見舞金が給付されます。

※A型・ＡＳ型加入者・・・6,000円×14日分＝84,000円
Ｂ型・ＢＳ型加入者・・・500円×14日分＝7,000円★
★B型・BS型は更に、休業14日以上で10,000円の傷病見舞金
●４月１日以降の療養について「１０日分」の給付に変更になります。

さらに ③建設国保加入者は傷病手当金

③「陽性判明日」からの療養期間分（最低8日間分）、または医師が証明した療養期間分、入院の金額で傷病手当金が給付されます。

※健康保険の等級によって給付額は変わります。
初級4,000円/日、1級4,200円/日～11級7,200円/日

さらにさらに ④建設国保加入者は保険料減免2か月分

④「発症日」を含めた２か月分の健康保険料・介護保険料など減免（後日ゆうちょ口座へ返金）。

※2021年１月１日～2022年３月31日までに発症し、発症月・申請時点で国保加入者であること。他の健康保険料減免と重複できません。

★申請締切り　2022年5月末まで

必要書類

●入院しない場合
宿泊・自宅療養証明書

●入院した場合
②か③の申請用紙に、医療機関で証明を書いてもらう

申請方法

①組合事務所へ証明書を持参する。
②組合事務所へ連絡し、申請書類を郵送してもらい、必要事項を記入して組合事務所へ返送する。

2022.03作成

コロナにかかったら、まず組合へ相談を

神奈川土建厚木支部
☎046-242-3992